

札幌市産業廃棄物 処理施設設置等

ガイドライン

平成18年4月1日



ガイドラインの特色

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の基準以外に本市独自の配慮基準を設定しています。(17項目29基準)
- (2) 事業者に対し、関係地域住民への説明、必要な住民意見の反映、施設によっては使用中井戸への影響の定期的確認、環境モニタリングの実施等を義務づけています。
- (3) 配慮基準に対する計画内容を客観的に評価するため、第三者機関(評価委員会)による評価手続きを定めています。
- (4) 市内に必要な処理施設については、市街化調整区域での建築物設置の許可、関係地域住民への情報提供、環境モニタリングの実施等を市が協力して行います。

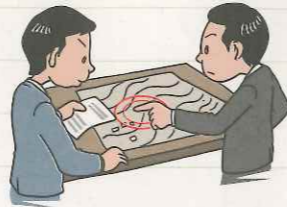


目次 contents

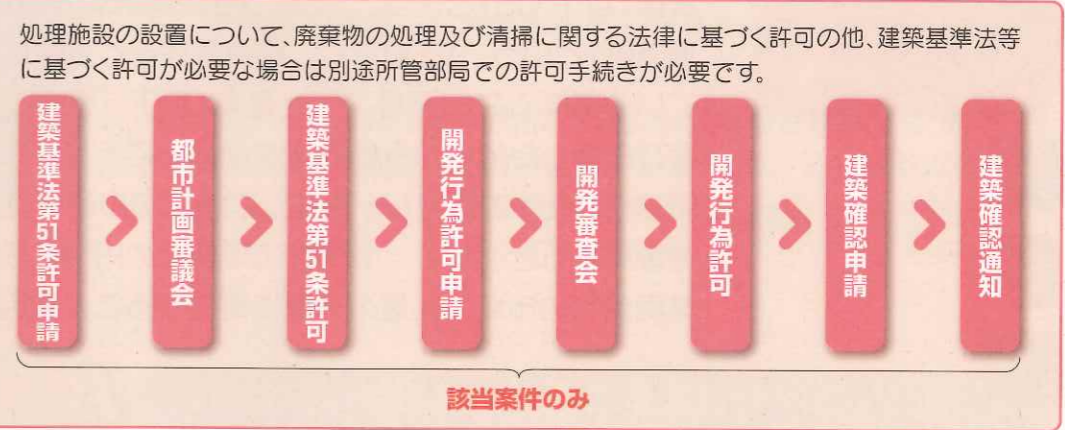
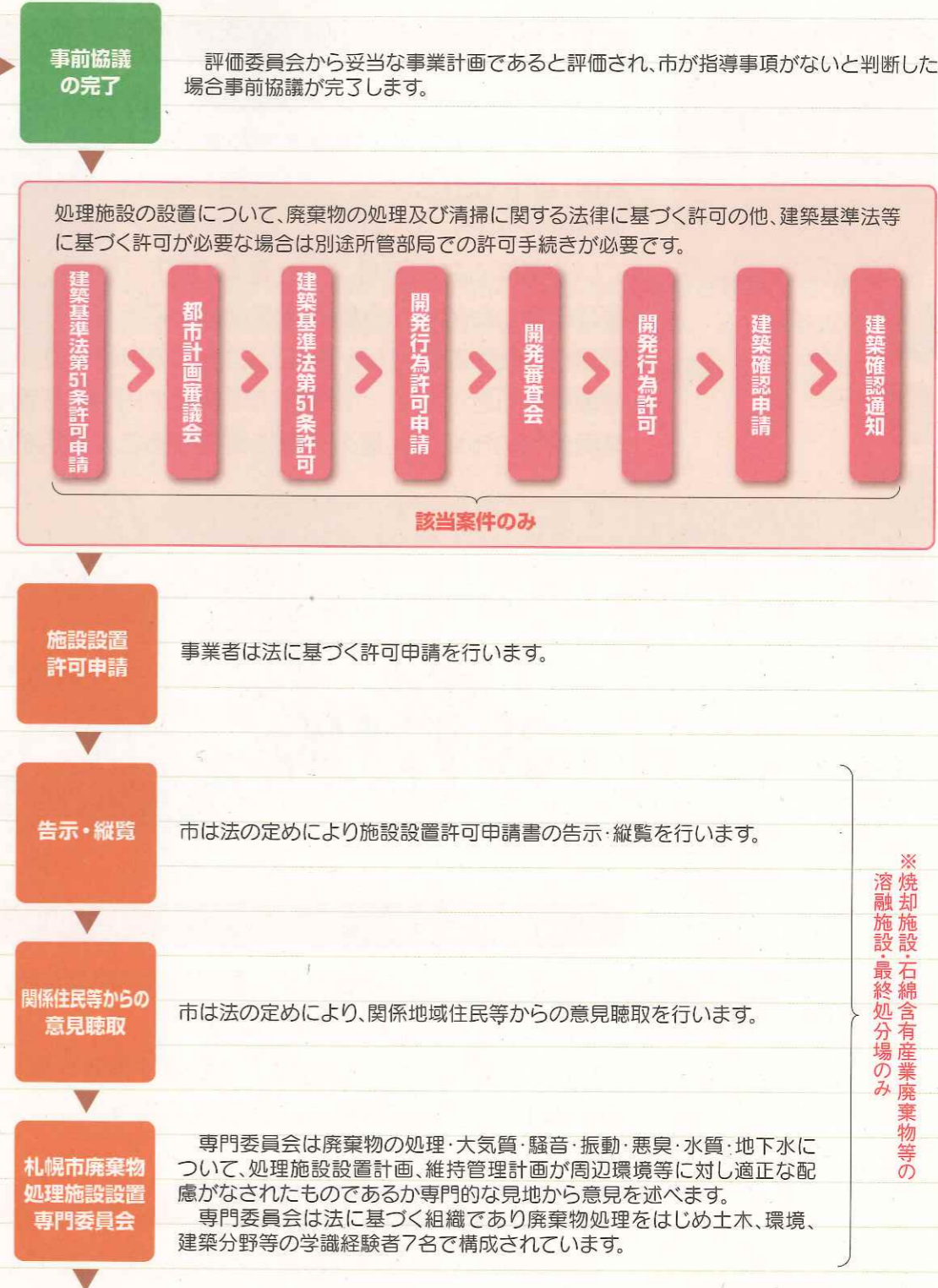
1 総則	4
1) 目的	4
2) 対象処理施設	4
3) 対象外処理施設の取り扱い	4
2 処理施設設置の基本方針	5
1) 市内処理の基本的な考え方	5
2) 市内での処理施設設置の基本方針	5
3) 市の責務	5
ア. 処理施設設置に係る指導	
イ. 市事業の率先実行	
4) 事業者等の責務	5
3 処理施設の設置等に関する配慮基準	6
1) 立地場所に関する配慮基準	6
ア. 河川・地下水	
イ. 自然環境	
ウ. 地形・地質	
エ. 公益的施設	
オ. 住居地域対策	
カ. 本市の土地利用計画等との整合性	
キ. 処理施設の集中対策	
ク. 搬入経路	
2) 処理施設の安全性に対する配慮基準	8
ア. 処理施設の構造	
イ. 周辺環境影響	
3) 関係地域住民に対する配慮基準	8
ア. 関係地域住民への説明	
イ. 計画への住民意見の反映	
ウ. 安全対策	
エ. 景観	
オ. 搬入車両	
カ. 最終処分場の場合の跡地利用	
4) 再資源化に関する配慮基準	10
ア. 再資源化	
4 処理施設の設置等に関する市の協力事項	11
1) 市内での設置の妥当性を判断する基準	11
2) 市が協力する対象処理施設	11
3) 市の協力事項	11
ア. 環境モニタリングの実施	
イ. 関係地域住民への情報提供	
ウ. 市街化調整区域内の処理施設設置	
エ. 関係自治体との調整	
オ. その他必要事項	
5 札幌市産業廃棄物処理施設設置等評価委員会	12
1) 評価委員会の役割	12
2) 評価委員会の委員構成	12
3) 評価委員会の設置・運営等	12
6 ガイドラインの運用等	12
1) ガイドラインの運用、処理施設設置等の手続き等	12
2) ガイドラインの見直し	12

許可手続きの流れ

■市独自の手続き
■法(廃棄物の処理及び清掃に関する法律)に基づく手続き



【市が協力を行う事項】
評価委員会が市内に設置することが妥当であると評価した処理施設で、市が協力することが妥当であると認める処理施設に限り、必要な範囲において市が環境モニタリングの実施や関係地域住民等への情報提供、関係自治体との調整などを行い、また、計画地が市街化調整区域の場合は必要最低限の建築物の設置を認めます。



※焼却施設・石綿含有産業廃棄物等の溶融施設・最終処分場のみ

総則

1

1) 目的

札幌市産業廃棄物処理施設設置等ガイドライン(以下「ガイドライン」という。)は、事業者等が廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「法」という。)に基づき産業廃棄物処理施設(以下「処理施設」という。)を設置し、維持管理を行う際に、法に規定されている基準以外に配慮すべき基準(以下「配慮基準」という。)、及び配慮した結果の評価方法を定めることにより、本市の環境を将来にわたって保全し、現在及び将来の市民の健康で安全な生活を確保するとともに、必要な処理施設の円滑な設置を促進し、産業廃棄物の市域内処理の推進に寄与することを目的とします。



2) 対象処理施設

ガイドラインの対象施設は、原則として設置にあたって法に基づく許可を要する処理施設とします。

ただし、国又は地方公共団体が設置する処理施設については、このガイドラインは原則として適用しないものとします。

3) 対象外処理施設の取り扱い

国又は地方公共団体が設置する処理施設を除く対象外処理施設の設置にあたっては、原則としてガイドラインを準用するものとします。

なお、市が、札幌市産業廃棄物処理施設設置等評価委員会(以下「評価委員会」という。)での評価が必要と認める処理施設、配慮基準への対応内容のうち評価委員会での評価が必要と認める対応内容については、評価委員会に諮るものとします。

1

処理施設設置の基本方針

2

1) 市域内処理の基本的な考え方

産業廃棄物は、第一に発生抑制が重要ですが、発生した廃棄物については、リサイクル、適正処理が求められます。

この処理区域については、法では広域処理を原則としていますが、本市は、都市としての道義的、社会的責務の観点から、市域内処理を基本とします。

ただし、特別管理産業廃棄物のような処理が困難で少量しか排出されない廃棄物の安定的処理のためには、一定量の廃棄物量が必要なこと、また、廃棄物処理業が地域経済の活性化を担っていることを勘案し、近郊市町村と連携した広域処理にも配慮するものとします。

2) 市内での処理施設設置の基本方針

市域内処理を推進するためには、適正な処理能力を市内に確保する必要があることから、市は、産業廃棄物の排出量や市内における既存の処理施設の設置状況等を考慮の上、必要な処理施設については市内での円滑な設置を進めるものとします。

ただし、処理施設の設置にあたっては、市民の生活環境への影響や設置地区周辺の環境への影響等が懸念されることから、法に規定されている基準等を満足していることに加え、本市独自の配慮基準を設定し、設置の計画等に配慮基準への対応内容を盛り込み、評価委員会による評価を受けて、その評価結果を重視し設置を進めるものとします。

3) 市の責務

ア. 処理施設設置に係る指導

市は、処理施設を設置しようとする事業者等に対し、法の遵守を厳正に指導することに加え、配慮基準への対応内容等についての評価委員会の評価結果を重視し、必要があると認める場合には、処理施設設置計画の変更を指導するものとします。

イ. 市事業の率先実行

本市の工事等発注部局は、工事等で発生する産業廃棄物の発生抑制・リサイクルの推進に努めるとともに、産業廃棄物の処理にあたっては、市内に処理能力がある場合は、市域内での処理に率先して取り組むものとします。

4) 事業者等の責務

事業者等は、処理施設を設置しようとする場合には、関係法令の遵守及びガイドラインへの適切な対応、並びに関係行政機関の指導を遵守するものとします。

1

2

処理施設の
設置等に関する
配慮基準

3

4

5

6

1) 立地場所に関する配慮基準

ア. 河川・地下水

① 排水を生ずる処理施設(最終処分場を含む)、特別管理産業廃棄物の処理施設を設置する場合

- (a) 設置場所に水道水源区域(原水の取水地点に限定せず、取水に影響を及ぼす範囲を含む区域)を含んでいないこと。
- (b) 処理施設による周辺地下水及び河川等への影響のおそれがある場合には、防止策を講ずること。特に、処理施設設置場所の敷地境界から概ね500m以内に使用中の井戸、あるいは敷地境界から概ね1km以内に河川や農業用水路がある場合には、処理施設の稼働後、影響がないことを定期的に点検・確認すること。

② 前記①に示す処理施設以外の処理施設を設置する場合

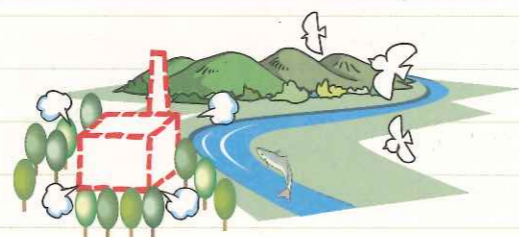
処理施設による周辺地下水及び河川等への影響が無いことを確認していること。

なお、影響のおそれがあると認められる場合には、前記①によること。



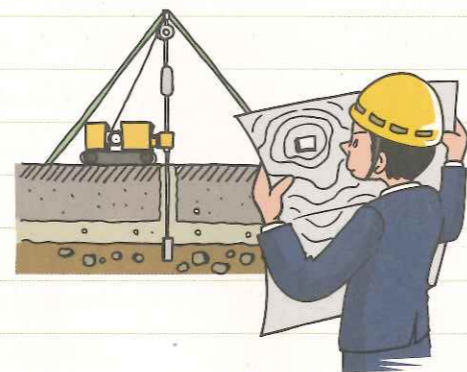
イ. 自然環境

処理施設設置場所及びその周辺の自然環境等に配慮すること。



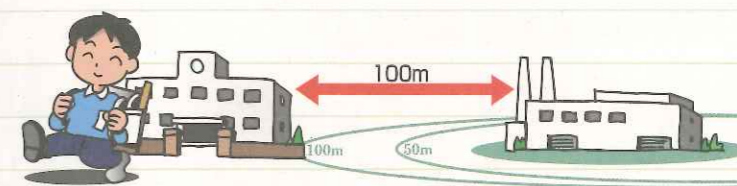
ウ. 地形・地質

- ① 処理施設設置場所が、施設の設置に適した安全な地形であること。
- ② 処理施設設置場所の地質断面及び地下水の水位・流向を確認していること。
- ③ 処理施設設置場所が軟弱な地層である場合、又は最終処分場等の大規模な処理施設を設置する場合は、地質調査を行い、安全対策を講ずること。



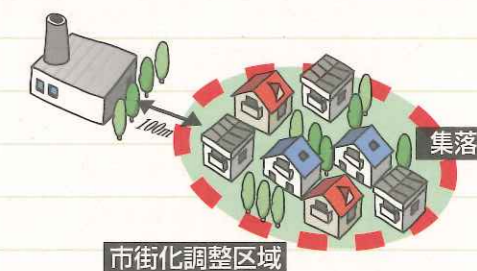
エ. 公益的施設

公益的施設(学校、医療施設、老人ホーム、保育所、幼稚園等)の敷地境界から処理施設設置場所の敷地境界までの距離は、原則として屋内施設の場合は100m以上、屋外施設の場合は500m以上あること。



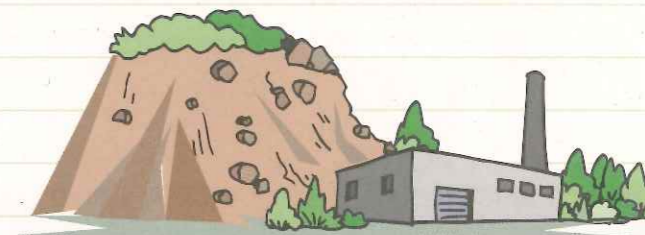
オ. 住居地域対策

- ① 市街化区域については、「工業専用地域」、「工業地域」、「準工業地域のうち地区計画又は特別用途地区により住宅の建築が制限されている地域」に立地すること。
- ② 市街化調整区域については、概ね20戸以上の住宅が建ち並んでいる既存集落区域及び市街化区域(上記①の地域を除く。)との境界から100m以上あること。



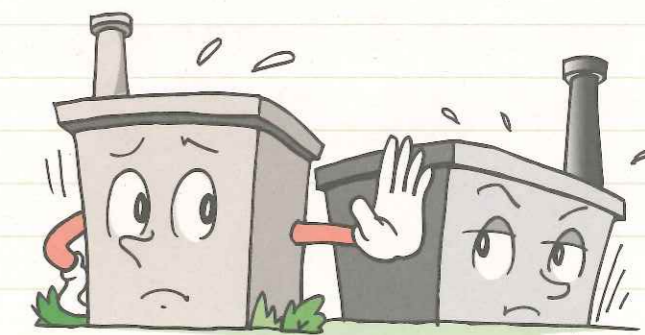
カ. 本市の土地利用計画等との整合性

- ① 本市地域防災計画に基づく災害防止に関わる指定区域(がけ地、土石流危険区域、液状化危険区域)を原則として含んでいないこと。
- ② 本市緑の基本計画に基づく保全緑地(風致地区、特別緑地保全地区、保安林、環境緑地保護地区、学術自然保護地区、自然景観保護地区)を原則として含んでいないこと。
- ③ 各種法律に基づく保護等区域(鳥獣の保護・狩猟の適正化に関する法律に基づく鳥獣保護区、文化財保護法に基づく史跡・名勝・天然記念物等保全地域、農業振興地域整備法に基づく農用地区域及び農地法に基づく農地)を原則として含んでいないこと。
- ④ その他本市の具体的な土地利用計画に支障がないこと。



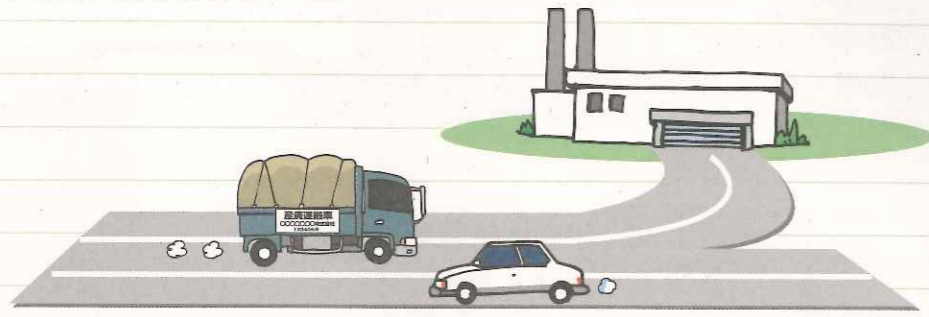
キ. 処理施設の集中対策

他の処理施設の設置状況を勘案して、処理施設が集中的に設置されることを極力避けるよう配慮していること。



ク. 搬入経路

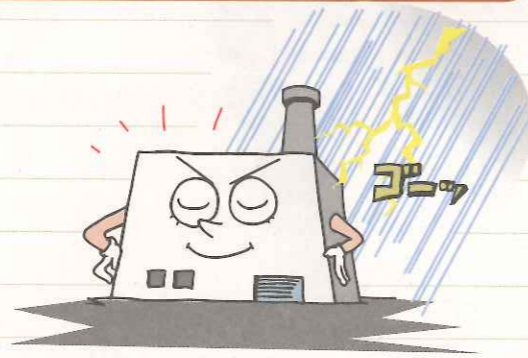
処理施設設置場所への搬入道路として事業規模に応じた適切な幅員及び構造(アスファルト舗装等)の道路が利用できること。



2) 処理施設の安全性に対する配慮基準

ア. 処理施設の構造

処理施設は豪雨、地震等の異常時に影響を最小限に抑えることができる構造であること。



イ. 周辺環境影響

① 騒音、振動、粉じん、悪臭等、環境に影響を及ぼす処理施設にあつては、適切な対策を講ずること。

なお、市街化調整区域での設置にあつては、敷地境界における騒音が、騒音規制法に定める特定工場の第3種区域の基準を満たしていること。

② 不測の事態による周辺環境への影響に備えるため、事故監視装置や監視体制の整備、及び回復策について、具体的な方策を講ずること。



3) 関係地域住民に対する配慮基準

ア. 関係地域住民への説明

処理施設設置計画、維持管理計画の内容を以下に示す範囲・方法で、関係地域住民等に説明し、意見を収集していること。



① 焼却施設、石綿含有産業廃棄物等の溶融施設、最終処分場

処理施設設置場所の敷地境界から概ね500m以内の居住者、敷地境界から概ね1km以内に取水口を有する水利権者、処理施設設置場所の敷地に隣接する土地の地権者、設置地区の属する町内会及び連合町内会に対し説明会等により直接説明し、意見を収集していること。



② 焼却施設、石綿含有産業廃棄物等の溶融施設、最終処分場以外の処理施設

処理施設設置場所の敷地境界から概ね500m以内の居住者、敷地境界から概ね1km以内に取水口を有する水利権者、処理施設設置場所の敷地に隣接する土地の地権者には、説明会等により直接説明し、設置地区の属する町内会には、説明会又は事業計画書等の配布により説明し、意見を収集していること。

イ. 計画への住民意見の反映

- ① 住民説明の結果提示された意見のうち、住民の生活環境保全上の不安を払拭するために必要なものは、設置計画又は維持管理計画に反映させていること。
- ② 提示された住民意見の内容及びその取り扱いについて、関係地域住民に情報提供していること。



ウ. 安全対策

- ① 住民の生活環境、周辺環境への影響が大きいと認められる項目について、適切な頻度で継続して環境モニタリングを行うこと。
- ② 環境モニタリングの実施結果については、処理施設の稼働後1年間は定期的に、その後は関係地域住民の要求に応じて、住民に情報提供すること。
- ③ 不測の事態を想定した対応策・回復策を維持管理計画に明記していること。



エ. 景観

外部から廃棄物が見えないよう囲い、植栽をする等、景観に配慮すること。なお、市街化調整区域については、原則として適切な規模で樹木の植栽を行うこと。



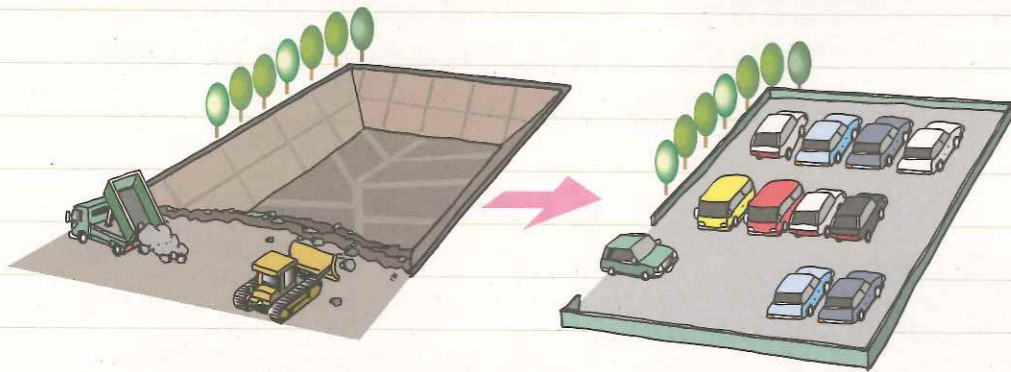
オ. 搬入車両

- ① 搬入道路及び敷地内において、搬入車両による騒音、振動、粉じん等が周辺地域(特に住居地域)に影響を及ぼさないよう必要な対策を講ずること。
- ② 搬入車両が学校、幼稚園、保育園等の公益的施設の近傍を通行する場合には、通学・通園時間帯は別の運行経路とすること。



カ. 最終処分場の場合の跡地利用

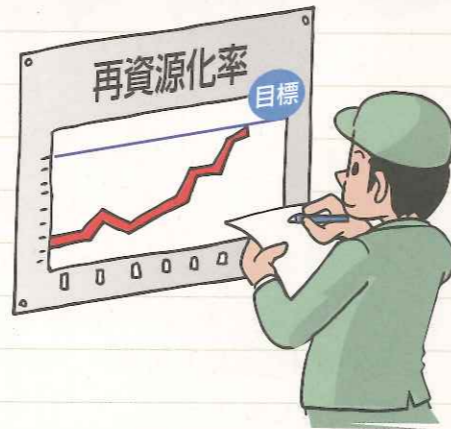
最終処分場を設置する場合は、跡地利用方法が設置計画に明記されていること。



4) 再資源化に関する配慮基準

ア. 再資源化

再資源化が可能なものは、原則として処理施設における再資源化率等の目標値を定め、その取組を行うこと。



1

2

3

処理施設の 設置等に関する 市の協力事項

4

5

6

1) 市内での設置の妥当性を判断する基準

市域内処理を推進する観点から、以下に示す項目に基づき、市内での設置の妥当性について、評価委員会が判断します。

- ① ③ に示す配慮基準への対応の妥当性
- ② 対象となる産業廃棄物の排出量・市内及び近郊市町村の既存施設の処理能力・立地場所の現況及び将来見込み
- ③ その他評価委員会から求められた事項

2) 市が協力する対象処理施設

評価委員会が市内に設置することが妥当であると評価した処理施設で、市が協力することが妥当であると認める処理施設を対象とします。

3) 市の協力事項

ア. 環境モニタリングの実施

関係地域住民の生活環境を保全するため、必要があると認める場合は、処理施設の種類・能力に応じ、必要な範囲において環境モニタリングを市が行うものとします。

イ. 関係地域住民への情報提供

処理施設の設置等の計画に関する審査状況・評価状況等について、必要な範囲において、関係地域住民に市が情報提供を行うものとします。

ウ. 市街化調整区域内の処理施設設置

2) により認められた施設に限り、市街化調整区域において、札幌市産業廃棄物処理施設設置等指導要綱に定める廃棄物の保管場所、処理作業場所、従業員休憩室等の必要最低限の建築物の設置を認めるものとします。

エ. 関係自治体との調整

処理施設設置場所が周辺の自治体と近接している場合、市は当該自治体に情報を提供し、調整を行うものとします。

オ. その他必要事項

その他、処理施設の円滑な設置のために市が必要と認める事項について協力を行うものとします。

ガイドライン対象施設一覧

ガイドライン適用施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条）	第1号	汚泥の脱水施設(10m ³ /日を超えるもの)
	第2号	汚泥の乾燥施設(10m ³ /日を超えるもの) (※天日乾燥施設の場合:100m ³ /日を超えるもの)
	第3号	汚泥(PCB汚染物及びPCB処理物であるものを除く。)の焼却施設 イ 5m ³ /日を超えるもの ロ 200kg/hr以上のもの ハ 火格子面積が2m ² 以上のもの
	第4号	廃油の油水分離施設(10m ³ /日を超えるもの)
	第5号	廃油(廃PCB等を除く。)の焼却施設 イ 1m ³ /日を超えるもの ロ 200kg/日以上もの ハ 火格子面積が2m ² 以上のもの
	第6号	廃酸又は廃アルカリの中和施設(50m ³ /日を超えるもの)
	第7号	廃プラスチック類の破碎施設(5トン/日を超えるもの)
	第8号	廃プラスチック類(PCB汚染物及びPCB処理物であるものを除く。)の焼却施設 イ 100kg/日を超えるもの ロ 火格子面積が2m ² 以上のもの
	第8号の2	木くず又はがれき類の破碎施設(5トン/日を超えるもの)
	第9号	有害物質等を含む汚泥のコンクリート固型化施設
	第10号	水銀又はその化合物を含む汚泥のばい焼施設
	第11号	汚泥、廃酸又は廃アルカリに含まれるシアン化合物の分解施設
	第11号の2	石綿含有産業廃棄物等の熔融施設
	第12号	廃PCB等、PCB汚染物又はPCB処理物の焼却施設
第12号の2	廃PCB等又はPCB処理物の分解施設	
第13号	PCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設又は分離施設	
第13号の2	産業廃棄物の焼却施設(第3号、第5号、第8号及び第12号に掲げるものを除く。) イ 200kg/hr以上のもの ロ 火格子面積が2m ² 以上のもの	
第14号	産業廃棄物の最終処分場 イ 遮断型最終処分場 ロ 安定型最終処分場 ハ 管理型最終処分場	
ガイドライン準用施設	上記以外の産業廃棄物処理施設であって、産業廃棄物処分量の用に供する全ての施設	
	《参考例》 ○ 道路清掃汚泥の天日乾燥施設(上記規模未満施設) ○ 廃プラスチック類の破碎施設(上記規模未満施設) ○ 建設廃材の選別施設 ○ 建設汚泥のコンクリート固型化施設 ○ 廃OA機器・廃家電等の分解施設 ○ 廃発泡スチロールの熔融施設 ○ 廃石膏ボードの破碎施設等	

札幌市産業廃棄物処理施設設置等指導委員会構成部局

環境局環境事業部事業廃棄物課	市長政策室政策企画部企画課
市民まちづくり局都市計画部都市計画課	市民まちづくり局地域振興部交通安全担当課
環境局環境都市推進部環境対策課	環境局みどりの推進部みどりの活用担当課
経済局農政部農政課	建設局総務部道路管理課
建設局下水道河川部河川管理課	都市局市街地整備部宅地課
都市局建築指導部管理課	各区市民部地域振興課(施設設置場所の区)
各区土木部維持管理課(施設設置場所の区)	

1) 評価委員会の役割

評価委員会は、処理施設の設置等の計画に対し、法の基準及びガイドラインに示した配慮基準への対応内容、並びに当該処理施設の市内での設置における妥当性について、協議・評価するものとしてします。

2) 評価委員会の委員構成

評価委員会は、学識経験者、業界団体の役員、市民をもって組織します。なお、当事者は委員になることができないが必要に応じて意見を聴くことができるものとしてします。

3) 評価委員会の設置・運営等

評価委員会の設置及び運営等に関する具体的な事項は別に定めるものとしてします。



1
2
3
4
5
6

札幌市
産業廃棄物処理
施設設置等
評価委員会

1) ガイドラインの運用、処理施設設置等の手続き等

ガイドラインの運用、また、ガイドラインの内容を含めた処理施設の設置等における必要な手続きについては札幌市産業廃棄物処理施設設置等指導要綱に示すものとしてします。

2) ガイドラインの見直し

ガイドラインは、必要に応じ見直しをするものとし、見直しにあたっては、評価委員会の意見を聴いて行うものとしてします。

1
2
3
4
5
6

ガイドラインの
運用等